

平成十九年二月

武力紛争の際の文化財の保護に関する条約の説明書

外務省

目次

一	概説	一
1	条約の成立経緯	一
2	条約締結の意義	一
3	条約の締結により我が国が負うこととなる義務	一
4	早期国会承認が求められる理由	二
二	条約の内容	二
1	文化財の定義	二
2	文化財の保護	二
3	文化財の保全	二
4	文化財の尊重	二
5	文化財の識別のための表示	三
6	特別の保護の付与	三
7	特別の保護の下にある文化財に関する特別な取扱い	三
8	識別及び管理	三
9	特別な取扱いの停止	四
10	特別の保護の下における輸送	四
11	緊急の場合における輸送	四
12	条約の標章	四
13	標章の使用	五

14	条約の適用	五
15	利益保護国	六
16	条約の周知	六
17	制裁	六
18	最終規定	六
	三 施行規則の内容	六
1	国際的な名簿	六
2	文化財管理官の任命	六
3	文化財管理官の任務	七
4	査察員及び専門家	七
5	登録の申請	七
6	異議	七
7	特別な取扱いを受けるための手続	八
8	標章の取付け	九
	四 条約及びその施行規則の実施のための国内措置	九
	(参考)	一〇

一 概説

1 条約の成立経緯

(1) 国際連合教育科学文化機関（以下「ユネスコ」という。）は、昭和二十一年（千九百四十六年）の設立以来、教育、科学及び文化の活動を通じて諸国間の協力を促進し、国際平和に寄与することを目的として、その憲章上の任務の一つである文化財の保存に貢献してきた。

(2) 第二次世界大戦中に文化財の大量破壊等の被害があつたことを受け、武力紛争下における文化財保護のための包括的な国際約束を作成すべきであるとの認識が国際社会において高まつたことを踏まえ、この条約が、昭和二十九年（千九百五十四年）五月十四日、ユネスコの主導の下、「武力紛争の際の文化財の保護に関する議定書」と共に作成された。

2 条約締結の意義

この条約は、武力紛争の際の文化財の保護のため、平時及び武力紛争の際にとる措置等について規定するものである。我が国がこの条約を締結することは、文化財保護の分野における国際協力に寄与するとの見地から有意義であると認められる。

3 この条約により我が国が負うこととなる義務

この条約の締結により、我が国が負うこととなる主要な義務の概要は、次のとおりである。

- (1) 適当と認める措置をとることにより、自国の領域内に所在する文化財を武力紛争による予見可能な影響から保全すること。
- (2) 武力紛争の際に、自国及び他の締約国に所在する文化財、その隣接する周囲並びに当該文化財の保護のために使用されている設備を文化財の破壊又は損傷の危険にさらすおそれがある目的のために利用することを差し控えること並びに文化財に対する敵対行為を差し控えることにより、当該文化財を尊重すること。
- (3) 文化財に対する盗取、略奪、横領又は損壊の禁止等を行うこと。
- (4) 特別の保護の下にある文化財に対する敵対行為を差し控えること及び当該文化財又はその周囲の軍事的目的のための利用を差し控えることにより、当該文化財に関する特別な取扱いを確保すること。
- (5) 特殊標章の目的外使用及び類似する標識の使用を禁止すること。

- (6) できる限り広範にこの条約及び施行規則の本文の周知を図ること。
- (7) 条約に違反し、又は違反するよう命じた者について訴追し、及び刑罰又は懲戒罰を科するため、必要な措置をとること。
- 4 早期国会承認が求められる理由

この条約は、既に百十六箇国が締結し、世界の文化遺産及び自然遺産の保護に関する条約等と並び、国際的な文化財保護のための主要な条約とみなされている。我が国が、国際社会における文化財の保護のための取組において積極的な役割を果たすとの見地から、この条約を早期に締結することが望ましい。

二 条約の内容

この条約は、前文、本文四十箇条、末文及び施行規則二十一箇条から成り、その概要は、次のとおりである。

1 文化財の定義（第一条）

この条約の適用上、「文化財」とは、出所又は所有者のいかんを問わず、次に掲げるものをいう。

- (1) 各人民にとってその文化遺産として極めて重要である動産又は不動産
- (2) (1)に規定する動産の文化財を保存し、又は展示することを主要な及び実際の目的とする建造物
- (3) (1)及び(2)に規定する文化財が多数所在する地区（以下「記念工作物集中地区」という。）

2 文化財の保護（第二条）

この条約の適用上、文化財の保護は、文化財の保全及び尊重から成る。

3 文化財の保全（第三条）

締約国は、適当と認める措置をとることにより、自国の領域内に所在する文化財を武力紛争による予見可能な影響から保全することにつき、平時において準備することを約束する。

4 文化財の尊重（第四条）

(1) 締約国は、自国及び他の締約国の領域内に所在する文化財、その隣接する周囲並びに当該文化財の保護のために使用されている設備を武力紛争の際に当該文化財を破壊又は損傷の危険にさらすおそれがある目的のために利用することを差し控えること並びに

当該文化財に対する敵対行為を差し控えることにより、当該文化財を尊重することを約束する。

- (2) (1)に定める尊重する義務は、軍事上の必要に基づき当該義務の免除が絶対的に要請される場合に限り、免除され得る。
- (3) 締約国は、いかなる方法により文化財を盗取し、略奪し、又は横領することも、また、いかなる行為により文化財を損壊することも禁止し、防止し、及び必要な場合には停止させることを約束する。締約国は、他の締約国の領域内に所在する動産の文化財の徴発を差し控える。

- (4) 締約国は、復仇まぎゅうの手段として行われる文化財に対するいかなる行為も差し控える。

5 文化財の識別のための表示（第六条）

第十六条の規定に従い、文化財には、その識別を容易にするために特殊標章を付することができる。

6 特別の保護の付与（第八条）

- (1) 武力紛争の際に動産の文化財を收容するための限定された数の避難施設、限定された数の記念工作物集中地区及びその他の特に重要な不動産の文化財は、これらの避難施設等が次の条件を満たす場合に限り、特別の保護の下に置くことができる。
 - (イ) 大規模な工業の中心地又は攻撃を受けやすい地点となっている重要な軍事目標（飛行場、放送局、国家の防衛上の業務に使用される施設、比較的重要な港湾又は鉄道停車場、幹線道路等）から十分な距離を置いて所在すること。
 - (ロ) 軍事的目的のために利用されていないこと。

(2) 特別の保護は、文化財を「特別の保護の下にある文化財の国際登録簿」に登録することにより、当該文化財に対して与えられる。

7 特別の保護の下にある文化財に関する特別な取扱い（第九条）

締約国は、国際登録簿への登録の時から、特別の保護の下にある文化財に対する敵対行為を差し控えること及び当該文化財又はその周囲の軍事的目的のための利用を差し控えることにより、当該文化財に関する特別な取扱いを確保することを約束する。

8 識別及び管理（第十条）

特別の保護の下にある文化財は、武力紛争の間、第十六条に規定する特殊標章によって表示するものとし、この条約の施行規則に

定める国際的な管理の下に置かれる。

9 特別な取扱いの停止（第十一条）

(1) 締約国の一が特別の保護の下にあるいずれかの文化財に関して第九条の規定に基づく義務に違反する行為を行う場合には、敵対する紛争当事国は、そのような違反行為が継続する限り、当該文化財に関する特別な取扱いを確保する義務を免れる。

(2) (1)に規定する場合を除くほか、特別の保護の下にある文化財に関する特別な取扱いは、やむを得ない軍事上の必要がある例外的な場合にのみ、かつ、当該軍事上の必要が継続する間に限り、停止される。当該軍事上の必要は、師団に相当する規模の兵力又は師団よりも大きい規模の兵力の指揮官のみが認定することができる。

(3) 特別な取扱いを停止する紛争当事国は、文化財管理官に対し、理由を明示した書面により、できる限り速やかにその旨を通報する。

10 特別の保護の下における輸送（第十二条）

(1) 専ら文化財の移動を行う輸送は、一の領域内で行うか又は他の領域に向けて行うかを問わず、関係締約国の要請により、この条約の施行規則に定める条件に従って特別の保護の下で行うことができる。

(2) 特別の保護の下における輸送については、この条約の施行規則に定める国際的な監視の下で行うものとし、第十六条に規定する特殊標章を表示する。

(3) 締約国は、特別の保護の下における輸送に対するいかなる敵対行為も差し控える。

11 緊急の場合における輸送（第十三条）

締約国は、特に武力紛争が開始された時に、特定の文化財の安全のため当該文化財の移動が必要であり、かつ、事態が緊急であるために前条に定める手続をとることができないと認める場合には、当該文化財について同条に定める特別な取扱いの要請がかつて行われ、拒否されたことがない限り、当該文化財の輸送について、第十六条に規定する特殊標章を表示することができる。

12 条約の標章（第十六条）

(1) この条約の特殊標章は、先端が下方に向き、かつ、青色と白色とで斜め十字に四分された盾（一角がその盾の先端を形成する紺

青色の正方形、当該正方形の上方に位置する紺青色の三角形及び当該三角形の両側を占める白色の三角形から成るもの）の形をしたものとする。

13 特殊標章は、一個のみで、又は三個を三角形の形（一個の盾を下方に置く。）に並べて用いる。
標章の使用（第十七条）

(1) 三個を並べて用いる特殊標章は、特別の保護の下にある不動産の文化財、第十二条及び第十三条に定める条件に従って行われる文化財の輸送又はこの条約の施行規則に定める条件に従って設置される臨時の避難施設を識別する手段としてのみ使用することができる。

(2) 一個のみで用いる特殊標章は、特別の保護の下に置かれていない文化財、この条約の施行規則に従って管理の任務について責任を有する者、文化財の保護に従事する要員又はこの条約の施行規則に定める身分証明書を識別する手段としてのみ使用することができる。

(3) 武力紛争の間、特殊標章の使用は、(1)及び(2)の場合を除くほか、いかなる場合においても禁止するものとし、特殊標章に類似する標識の使用は、その目的のいかんを問わず禁止する。

(4) 特殊標章は、締約国の権限のある当局が正当に日付を記入し、かつ、署名した許可書が同時に表示されない限り、いかなる不動産の文化財にも付することができない。

14 条約の適用（第十八条）

(1) この条約は、平時に効力を有する規定を除くほか、二以上の締約国の間に生ずる宣言された戦争又はその他の武力紛争の場合について、当該締約国の一又は二以上が戦争状態を承認するか否かを問わず、適用する。

(2) この条約は、締約国の領域の一部又は全部が占領されたすべての場合について、その占領が武力抵抗を受けるか否かを問わず、適用する。

(3) 紛争当事国の一がこの条約の締約国でない場合にも、締約国である紛争当事国は、その相互の関係においては、この条約によって引き続き拘束される。さらに、締約国である紛争当事国は、締約国でない紛争当事国がこの条約の規定を受諾する旨を宣言し、

かつ、この条約の規定を適用する限り、当該締約国でない紛争当事国との関係においても、この条約によって拘束される。

15 利益保護国（第二十一条）

この条約及びその施行規則は、紛争当事国の利益の保護について責任を有する利益保護国の協力を得て適用する。

16 条約の周知（第二十五条）

締約国は、平時において武力紛争の際と同様に、自国において、できる限り広い範囲においてこの条約及びその施行規則の本文の周知を図ることを約束する。

17 制裁（第二十八条）

締約国は、この条約に違反し、又は違反するよう命じた者について、国籍のいかんを問わず、訴追し、及び刑罰又は懲戒罰を科するため、自国の通常の刑事管轄権の枠組みの中で、必要なすべての措置をとることを約束する。

18 最終規定（第二十九条から第四十条まで）

この条約の用語、署名、批准、加入、効力発生、廃棄、改正等について規定している。

三 施行規則の内容

1 国際的な名簿（第一条）

ユネスコ事務局長は、この条約が効力を生じたときは、文化財管理官の任務を遂行する能力を有する者として締約国が指名するすべての者から成る国際的な名簿を作成する。

2 文化財管理官の任命（第四条）

(1) 文化財管理官は、当該文化財管理官の派遣先の国及びこれと敵対する紛争当事国に代わって行動する利益保護国の合意により、第一条に規定する国際的な名簿から選定する。

(2) (1)に規定する国は、文化財管理官の選定に関する討議の開始の日から三週間以内に合意に達することができなかった場合には、国際司法裁判所長に対し文化財管理官を任命するよう要請するものとし、当該文化財管理官は、自己の派遣先の国がその任命を承認するまでは、任務を開始してはならない。

3 文化財管理官の任務（第六条）

(1) 文化財管理官は、自己の派遣先の国の代表者及び関係する利益保護国の代表と協力して、この条約の適用に関して付託されるすべての事項を取り扱う。

(2) 文化財管理官は、この施行規則に定める場合において、決定及び任命を行う権限を有する。

(3) 文化財管理官は、自己の派遣先の国の同意を得て、調査を命じ、又は自ら調査を行う権利を有する。

(4) 文化財管理官は、紛争当事国又はその利益保護国に対し、この条約の適用について有用と認める申入れを行う。

(5) 文化財管理官は、この条約の適用について必要な報告書を作成し、並びにこれを関係国及びその利益保護国に送付し、この報告書の写しをユネスコ事務局長に送付するものとし、同事務局長は、その技術的内容のみを利用することができる。

4 査察員及び専門家（第七条）

(1) 文化財管理官は、必要と認めるときはいつでも、関係する利益保護国の代表の要請により又は当該代表との協議の後に、当該文化財管理官の派遣先の国に対し、その承認を得るため、特定の任務を有する文化財のための査察員を推薦する。

(2) 文化財管理官、利益保護国の代表及び査察員は、専門家の役務を利用することができるものとし、当該専門家についても、(1)に規定する派遣先の国に対し、その承認を得るために推薦される。

5 登録の申請（第十三条）

(1) いずれの締約国も、ユネスコ事務局長に対し、自国の領域内に所在する特定の避難施設、記念工作物集中地区又はその他の不動産の文化財を国際登録簿に登録するための申請書を提出することができる。この申請書は、これらの文化財の所在地に関する記述を含むものとし、当該文化財が条約第八条の規定に合致するものであることを証明する。

(2) 占領が行われる場合には、占領国が(1)の申請を行うことができる。

(3) ユネスコ事務局長は、遅滞なく、登録の申請書の写しを各締約国に送付する。

6 異議（第十四条）

(1) いずれの締約国も、ユネスコ事務局長にあてた書簡により、国際登録簿への文化財の登録について異議を申し立てることができる。

る。この書簡は、同事務局長が登録の申請書の写しを送付した日から四箇月以内に同事務局長により受領されなければならない。(2) (1)の異議には、その理由を明示する。その財産が文化財でないこと又はその財産が条約第八条に定める条件を満たしていないこととのいずれかに限り、正当な理由と認められる。

(3) ユネスコ事務局長が、異議の書簡を受領した日から六箇月の期間内に、異議を申し立てた締約国から当該異議を撤回した旨の通報を受領しない場合には、登録の申請を行った締約国は、(4)に定める手続に従って仲裁を要請することができる。

(4) 仲裁の要請は、ユネスコ事務局長が異議の書簡を受領した日の後一年を経過した後は、行つてはならない。双方の紛争当事国は、それぞれ一人の仲裁人を任命する。一の登録の申請に対し二以上の異議が申し立てられた場合には、異議を申し立てた締約国は、合意により、一人の仲裁人を任命する。これらの二人の仲裁人は、第一条に規定する国際的な名簿から裁判長となる仲裁人を選定する。

(5) 各締約国は、自国が当事者である紛争が生じたときはいつでも、(4)に定める仲裁手続の適用を希望しないことを宣言することができる。この場合には、登録の申請に対する異議は、ユネスコ事務局長により締約国に送付される。この異議は、投票する締約国が三分の二以上の多数による議決で決定する場合にのみ、承認される。

7 特別な取扱いを受けるための手続（第十七条）

(1) 条約第十二条1に規定する要請は、文化財管理官に対して行う。要請書には、要請の基礎となる理由を記載し、並びに移動する物件の概数及び重要性、要請の時点における当該物件の所在地及び当該時点において予定されている移動先、使用する輸送手段、移動の経路、移動の予定日その他の関連情報を明記する。

(2) 文化財管理官は、適当と認める意見を聴取した後(1)の移動を正当と認める場合には、当該移動を実施するために予定されている措置につき、関係する利益保護国の代表と協議する。文化財管理官は、この協議の後、関係する紛争当事国に対し、当該移動について通報（すべての有用な情報を含むもの）を行う。

(3) 文化財管理官は、要請書に記載された文化財のみが移動されること及び当該文化財の輸送が承認された方法によって行われ、かつ、特殊標章を表示していることを確認する一人又は二人以上の査察員を任命する。査察員は、目的地まで当該文化財に同行す

る。

8 標章の取付け（第二十条）

- (1) 特殊標章の配置及び特殊標章の視認性の程度は、締約国の権限のある当局の裁量にゆだねられる。特殊標章は、旗又は腕章に表示することができ、また、物件上に描き、又は他の適切な形態で表示することができる。
- (2) もつとも、特殊標章は、武力紛争に際しては、条約第十二条及び第十三条に定める場合には、一層完全な表示を行うことを妨げることなく、昼間において上空及び地上から明確に視認することができるよう輸送車両の上に配置する。特殊標章は、次の条件を満たすものとし、地上から視認することができるものでなければならない。
 - (イ) 特別の保護の下にある記念工作物集中地区については、その外縁を明確に示すために十分な一定の間隔で配置すること。
 - (ロ) 特別の保護の下にあるその他の不動産の文化財については、その入口に配置すること。

四 条約及び施行規則の実施のための国内措置

- 1 この条約及び施行規則の実施のため、武力紛争の際の文化財の保護に関する法律案が今次国会に提出されている。
- 2 この条約及び施行規則の実施のためには、新たな予算措置を必要としない。

(参 考)

1 採択 昭和二十九年五月十四日 ハーグにおいて採択

2 効力発生 昭和三十一年八月七日

3 締約国 平成十九年二月一日現在 百十六箇国

アルバニア、アルゼンチン、アルメニア、オーストラリア、オーストリア、アゼルバイジャン、バングラデシュ、バルバドス、ベラルーシ、ベルギー、ボリビア、ボスニア・ヘルツェゴビナ、ボツワナ、ブラジル、ブルガリア、ブルキナファソ、カンボジア、カメルーン、カナダ、中華人民共和国、コロンビア、コンゴ民主共和国、コスタリカ、コートジボワール、クロアチア、キューバ、キプロス、チェコ、デンマーク、ドミニカ共和国、エクアドル、エジプト、エルサルバドル、赤道ギニア、エリトリア、エストニア、フィンランド、フランス、ガボン、グルジア、ドイツ、ガーナ、ギリシャ、グアテマラ、ギニア、ホンジュラス、ハンガリー、インド、インドネシア、イラン、イラク、イスラエル、イタリア、ヨルダン、カザフスタン、クウェート、キルギス、ラトビア、レバノン、リビア、リヒテンシュタイン、リトアニア、ルクセンブルク、マケドニア旧ユーゴスラビア共和国、マダガスカル、マレーシア、マリ、モーリシャス、メキシコ、モルドバ、モナコ、モンゴル、モロッコ、ミャンマー、オランダ、ニカラグア、ニジェール、ナイジェリア、ノルウエー、オマーン、パキスタン、パナマ、パラグアイ、ペルー、ポーランド、ポルトガル、カタール、ルーマニア、ロシア、ルワンダ、サンマリノ、サウジアラビア、セネガル、セルビア、セーシェル、スロバキア、スロベニア、南アフリカ共和国、スペイン、スリランカ、スーダン、スウェーデン、スイス、シリア、タジキスタン、タンザニア、タイ、チュニジア、トルコ、ウクライナ、ウルグアイ、ウズベキスタン、バチカン、ベネズエラ、イエメン、ジンバブエ